

環境影響評価法（抜粋）

第三章 方法書

（方法書の作成）

第五条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときはこれを勘案して、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 対象事業の目的及び内容
 - 三 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
 - 四 第三条の三第一項第四号に掲げる事項
 - 五 第三条の六の主務大臣の意見
 - 六 前号の意見についての事業者の見解
 - 七 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
 - 八 その他環境省令で定める事項
- 2 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

（方法書の送付等）

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

- 2 前項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（方法書についての公告及び縦覧）

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、

環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。
- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことができる。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて環境省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての都道府県知事等の意見)

第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、第四項に規定する場合を除き、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第一項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配意するものとする。
- 4 第六条第一項に規定する地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 5 前項の場合において、前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。
- 6 第四項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第四章 環境影響評価の実施等

（環境影響評価の項目等の選定）

- 第十一条 事業者は、前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。
 - 3 主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かななければならない。
 - 4 第一項の主務省令は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（環境影響評価の実施）

- 第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。
- 2 前条第四項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第四項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

（基本的事項の公表）

- 第十三条 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第四項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

千葉市環境影響評価条例（抜粋）

第7章 法対象事業等に係る手続

第1節 法対象事業に係る手続

中略

（市長意見の形成の手続）

- 第46条 市長は、法第3条の7第1項（法第3条の10第2項（法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の7第1項（法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）の規定により意見述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、法第10条第2項又は法第20条第2項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定により知事に対し意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、法第10条第4項又は法第20条第4項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定により事業者に対し意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

中略

第8章 千葉市環境影響評価審査会

（市長意見の形成の手続）

- 第52条 この条例に規定する事項その他環境影響評価に関し市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、審査会を置く。
- 2 審査会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

千葉市環境影響評価条例施行規則（抜粋）

第7章 法対象事業等に係る手続

（会長及び副会長）

第94条 千葉市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第95条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第96条 審査会は、専門的事項について調査審議するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会の会議の経過及び結果を審査会に報告する。
- 5 前条第1項から第3項までの規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（審査会の運営）

第97条 前3条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（庶務）

第98条 審査会の庶務は、環境局環境保全部環境保全課において処理する。